

第 21 回 航空輸出入通関・海上輸出入通関WG 議事要旨

1. 日 時 :平成27年 12月 24日 (木) 14:00~16:00

2. 場 所 :ソリッドスクエア西館1階 第2会議室
川崎市幸区堀川町 580 番地

3. 議事の概要

(1) 議題

① 第 20 回 WG の意見等報告

○ 事務局（センター）から、資料 1 に基づき説明の後、意見交換を行った。

② マイナンバー（法人番号）に係る対応<5>

○ 事務局（センター）から、資料 2 に基づき説明の後、意見交換を行った。

③ 原産地証明書識別の4桁化<2>

○ 事務局（センター）から、資料 3 に基づき説明の後、意見交換を行った。

④ サブ WG 検討結果：輸出関連業務（SIR/EIR）及びインボイス（業務（IVA）の改善

○ 事務局（センター）から、資料 4 に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑤ 医薬品医療機器等輸入届出業務群の廃止

○ 事務局（センター）から、資料 5 に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑥ メール処理方式のシングルサインオンの廃止

○ 事務局（センター）から、資料 6 に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑦ Web NACCS<4>

○ 事務局（センター）から、資料 7 に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑧ 第6次NACCS EDI仕様書

○ 事務局（センター）から、資料 8 に基づき説明の後、意見交換を行った。

⑨ 第6次NACCS 業務仕様書

○ 事務局（センター）から、資料 9 に基づき説明の後、意見交換を行った。

(2) 意見交換の概要

◆第 20 回 WG の意見等報告

○現在、通関士の ID は事業所ごとに複数保持している。申告官署の自由化後は様々な申告官署単位に通関士の利用者 ID を取得しなければならないのか、それとも現在保持している通関士の利用者 ID で全国税関官署に申告可能となるのか。

（委員）

⇒今お持ちの通関士 ID で申告可能と想定しているが、法改正については現在検討中の段階であるため、改正内容確定後にまた検討の可能性もある旨ご了承ください。
(事務局)

◆マイナンバー（法人番号）対応<5>

○これまで WG に要望として出した輸出入者名の英文化の補助機能は、一切対応しないということか。当初の提案の JASTPRO コードおよび税関発給コードのリンクのみの提供に限り、JASTPRO コードおよび税関発給コードをお持ちでない法人の顧客の場合は通関業者が調べて手入力の必要があるということによろしいか。

(委員)

⇒ご認識の通りである。

(事務局)

○税関発給コードについてはいつまで登録に対して紐付けの対象となるのか。今お持ちでない顧客には早急に登録を依頼し、法人番号との紐付けを行っていただく必要があるため、紐づけ可能な発給期限を教えてください。また、期限が決定した場合は周知するのか。

(委員)

⇒現在検討中のため発給の期限日は明確には決まっていない。しかしながら、総合運転試験において、JASTPRO コードおよび税関発給コードと法人番号の切り替えの確認が必要となることから、少なくともそれまでは税関発給コードの発給を続けるものとする。また、発給の期限日が決まった場合には、HP 等を利用して周知していく予定である。

(関税局)

○資料Ⅱ P.2 項番4 ①国際郵便貨物の賦課課税方式への法人番号適用の有無について。11/13 の回答と 12/9 の事務局からの回答に矛盾を感じる。12/9 の回答では「税務関係書類の法人番号の記載の義務」化との記載があるが、賦課課税方式を適用しないという理由は何か。

(委員)

⇒国税には賦課課税方式の適用が無かったと記憶している。

(事務局)

⇒課税価格が 20 万円以下の郵便物については、輸出入申告がないため、輸出入者に法人番号を求めることはできないが、課税価格が 20 万円を超える場合は、輸出入申告が行われることから、法人番号を求めることとなる。(関税局)

○一般の輸出入者からすると、単に郵便か通関業者かの手段の違いであり、郵便経由の場合は法人番号を求めないのに、通関業者を経由した場合には求めるのはわかりづら

いと考える。また、1万円以下であれば、法人番号の記載は求めないのか。

(委員)

⇒繰り返しになるが、郵便物であっても輸出入申告が行われる場合は法人番号の記載を
求めることとなる。

(関税局)

◆原産地証明書識別の4桁化

○①貨物の種類コード「R」または「N」の場合のみ1桁での入力を可能とするということ
ことであるが、一般特恵の「T」についても「GST」とユニークになるのではないか、
他にも1桁での運用可能なものについてはできるだけ拡大願いたい。

②原産地証明書識別欄は左詰めの入力で、電文も左詰めによろしいか。

(委員)

⇒①基本としてユニーク化可能なのは「R」と「N」であると考えており、1桁化の対象
を拡大しすぎることわかりづらくなることは避けたい。現状では提案通りで進めさせ
て頂きたい。

②ご理解のとおりの入力方法である。「R」を入力していただくと、帰り電文は「WKOR」
と出力される。

(事務局)

◆医薬品医療機器等輸入届出業務群の廃止

○本件について法改正に伴い社内では対応を準備中であるが、ペーパーレスに逆行し書
類の保管が求められていると感じる。MSX業務で送信する許可書等容量が大きくなり、
税関等に持ち込むことが増えるのではないかと予想される。本件についてのペ
ーパーレス化に関する再考は関係者によって行われるのか。

(委員)

⇒税関にどの書類を提出するのかは通達による。通達改正の内容を確認していただいた
うえで、再度ご意見を頂きたい。また、次期に関しては添付可能容量の拡大も行う予
定である。

(事務局)

◆第6次NACCS 業務仕様書

○前回更改時は仕様書の変更箇所を抜粋した新旧対照版があったと思われるがいかが
か。(委員)

⇒新旧対照版があったのは前回更改時も一部の業務のみであったと記憶している。

今回新旧対照版の提供は考えていない。変更業務の一覧および業務仕様書の(新旧)
見え消し版を提供させていただく。見え消し版を確認していただいたほうが利便性
が高いと思うので、ぜひご利用いただきたい。(事務局)

◆全体を通しての意見

○資料8 第6次NACCS ED I仕様書について。ドメイン名の変更がなされることで、NACCS DNS サーバを確認するよという意図だと思われるが、DNS サーバにNACCS 側で登録する情報を自社システム利用者に連携していただくことは可能か。NACCS のネットワークを見に行くときにNACCS のDNS を見に行くのは問題ないが、DI を行っているシステムはNACCS だけではなく自社システムやキャリア等とも接続している状況である。利用環境によってはDNS 情報を検索する際プライマリに答えがない場合、セカンダリを確認せず「不明である」という回答をするOS があるため、DNS サーバについては1 か所に問い合わせに対する回答がある方が望ましい。NACCS をプライマリに設定すると他社にアクセスできなくなるという問題が発生する可能性があるため、検討いただきたい。

(委員)

⇒ご指摘のとおりで、自社システム側でもともと保持していた情報をNACCS 側で保持してNACCS から回答を返す方法か、DNS サーバを介さずに直接IP アドレスを指定する従来のやり方のいずれかになるかと思われる。ネットワークベンダーとも調整の上回答させていただきたい。

(事務局)

以上